

# 令和6年第1回水戸市議会定例会

## 請願陳情文書表（Ⅰ）

水戸市議会

請 願 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	要 旨	紹 介 議 員	付 託 委 員 会
第 1 号	6 . 2 . 2 1	脳脊髄液減少 (漏出) 症医療 改善に関する 請願	<p>《請願趣旨》</p> <p>この病態は、脳脊髄液が何らかの原因で硬膜外腔に漏れ出す、または脱水などで髄液が減少してしまい、起立性頭痛、頸部痛、悪心、目まい、耳鳴り、聴覚過敏、光過敏、視機能障害、鬱、全身の倦怠感、ふらつき、高次脳機能障害などが起こる。発症の原因としては交通事故、転倒（尻餅）、整体、腰椎穿刺、スポーツ、遺伝疾患、脱水などで発症すると言われている。さらに原因不明の頭痛や目まい、倦怠感を訴えている不登校の児童、生徒や起立性調節障害と診断されたが治療しても改善しない児童、生徒の中には、脳脊髄液減少（漏出）症が原因の可能性があるが、この病気は通常の検査では診断ができず、専門医が髄液漏れの診断可能な検査（放射性同位元素検査）をして診断されるため発見が非常に難しいのが現状である。その上、この病気の大変なところは、完治がなく長期間において症状が続き長期的ケアが必要である。しかし、茨城県内には脳脊髄液減少（漏出）症の専門医が現在まで在籍した病院がない。そのため、県外の遠方の病院まで何時間もかけて通院せざるを得ない。脳脊髄液減少（漏出）症の患者は起立位や座位で症状が悪化するため、通院のための長時間の移動は非常に厳しくつらい。また、この病気の大変なところは長期間において症状が続き、唯一漏れを止める治療のブラッドパッチ療法をしても漏れはなかなか塞がらず、複数回することが一般的である。しかし、県内では保険適用で長期において病態などを総合的にきちんと経過観察できる医療施設がないのが現状である。脳脊髄液減少（漏出）症患者は全国に数十万人いると言われ、多くが難治性の患者である。難治性の患者の確立した治療法もなければ、難病指定もされていない。連日昼夜問わず続く頭痛に効果のある薬はなく、苦しんでいる患者は半数以上である。早急に難治性の患者の救済をするために、新しい治療法の研究、そして、難治性の長期疾患患者の難病指定を望む。難治性の患者だけでなく患者家族も限界である。早急に対応してほしい。</p> <p>以上の観点から、下記事項を請願する。</p> <p>《請願事項》</p> <p>1 茨城県内に専門医のいる拠点となる病院を1か所確保するように県に求める意見書を提出すること。</p>	森 智世子	文 教 社 福 祉

受理番号	受理年月日	件名	要旨	紹介議員	付託委員会
			<p>2 厚生労働省においては国の研究機関で難治性の患者の診断基準の確立を急ぎ、治療方法の開発研究をし、治療体制を整えること。さらに難治性の長期疾患を指定難病へ追加することを要望する旨の意見書を国へ提出すること。</p>		

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	要 旨	付託委員会
第 2 号	6 . 2 . 21	水戸市重症心身障害児（者）通園施設あけぼの学園利用者が、今後とも安心して通園を継続できるよう水戸市行政の学園経営への全面的な支援、指導を求める陳情	<p>《陳情趣旨》</p> <p>令和5年11月24日付、黒崎秀人ほか667名で提出し受理された陳情第17号「水戸市重症心身障害児（者）通園施設あけぼの学園廃止を撤回することを求める陳情」は、文教福祉委員会において継続審議扱いとされ、慎重な審査を継続していただいている。その後の状況も踏まえて、さらなる陳情をする。令和5年11月13日水戸市障害福祉課による説明会で、あけぼの学園を令和6年9月30日をもって廃止するとの通知があった。その説明の中で、廃止後に利用者が移ることができる施設が、水戸市福祉作業所むつみの数名を除くと実質上ゼロに近いことが明らかとなり、家族からは多大な不安、危機感が生まれ、廃止撤回の動きが起こった。11月27日に障害福祉課から指定管理者である法人あけぼの水戸に対して、電話で廃止条例の提出は撤回されたこと、指定期間の令和8年3月末までは現状のままとすることが通知された。12月18日、学園家族と面会した水戸市長は、今年（令和5年度）同様、今後とも学園赤字の補填は行われるとし、さらに学園存続のための3条件として、法人あけぼの水戸が指定管理者にとどまること、利用者・収入の増加、学園財政の赤字をゼロとまでは言わなくとも減縮すること、以上3点を上げ、存続に前向きな姿勢を示した。12月26日の水戸市福祉部と法人の話合いと、令和6年1月5日の障害福祉課から法人宛てのEメールとで、令和6年度から8年度にかけての、利用者数、給付費、人件費等の実現可能な数値を算出し、赤字減縮の改善策を策定すること、それを1月末までに提出することの指示があった。現在は、水戸市行政と法人あけぼの水戸との間で、改善策をめぐる折衝が続いている。以上の経過、現状を踏まえて、改めてあけぼの学園の存続、重症心身障害児（者）を主な利用者とする学園利用者が安心して学園に通園を続けられるよう水戸市行政による学園の経営改善への全面的な支援、援助を要求する。水戸市長が提示した学園存続のための3条件が、ゆめゆめ学園廃止を合理化するための3条件となることのないように、あくまでも学園を存続させるための3条件として実現できるよう水戸市行政の金銭的な補填も含めて、具体的な改善策の提示や助言等をお願いしたい。学園設置者としての水戸市の福祉行政での責任を果たしてもらいたい。学園を現在利用している障害者、今後利用するであろう障害者が安心して学園を利用でき、安心して生活できるように水戸市行政として学園の存続を保障してほしい。</p> <p>《陳情事項》</p> <p>1 水戸市重症心身障害児（者）通園施設あけぼの学園の利用者とその家族が今後</p>	文 教 社 福 祉

受理番号	受理年月日	件名	要旨	付託委員会
			<p>とも安心して学園を利用できるよう水戸市行政の支援，指導を要請する。</p> <p>2 水戸市長が提示した学園存続のための3条件が実現できるよう金銭的な援助，具体的な経営改善策の提示など，水戸市行政の全面的な援助，支援，指導を要求する。</p> <p>3 水戸市障害福祉課が，令和5年11月13日の家族説明会で示した，学園廃止の場合に学園利用者を実際に受け入れることが可能な施設とその受け入れ枠・人数見込みを，水戸市議会文教福祉委員会に資料として提出することを要求する。</p> <p>4 あげぼの学園の経営状態を理由に学園利用者一人一人の生活，安心を顧みず短絡的に唐突に学園廃止を決定することは二度とあってはならない。学園利用者・家族，職員の声に耳を傾けての福祉行政を要求する。</p>	